

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（埼玉県条例第四十三号）（国保医療課）

一 趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるための条例を制定する。

二 内容

(一) 国民健康保険給付費等交付金の種類及びその内容

ア 普通交付金 保険給付に要する費用を市町村の請求により交付

イ 特別交付金 医療費適正化の取組への支援等について交付

(二) 国民健康保険事業費納付金の算定に必要な係数等

(例) 一般納付金所得等割合 各市町村の被保険者の所得総額により算定

三 施行期日

平成三十年四月一日

この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の第三条から第十六条までの規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。